

広島県告示第 514 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 22 年 6 月 7 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 16 号 三協化成株式会社 代表取締役社長 前田 雅也
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市安芸津町三津 4234 三協化成株式会社安芸津事業所

2 申請の内容

46 ロ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 2 基、46 ニ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 3 基を廃止し、46 ロ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 6 基、46 ニ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 3 基を新設する。また、排水処理施設を 1 基廃止し、1 基新設するとともに、1 基の形式を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

- (その 1) 46 ロ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 2 基 廃止
- (その 2) 46 ニ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 3 基 廃止
- (その 3) (新設)

種	類		46 ロ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 1 基 (U-23 医薬中間体工場)		46 ロ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 1 基 (U-24 電材中間体工場)		
	能		ろ過面積1.5㎡		ろ過面積2.5㎡		
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		着工後10日		着工後10日		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時から24時 断続1時間 (季節的変動なし)		0時から24時 断続2時間 (季節的変動なし)		
	項		通常	最大	通常	最大	
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		8	8	—	—
		化学的酸素要求量	(単位:mg/ℓ)	4,600	6,600	—	—
				浮遊物質	200	300	—
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:㎡)		0.6	0.83	0	0	
汚水等の排出先		污水处理施設 (R-5)		排水水なし			

(その4) (新設)

種	類		46 ロ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 1 基 (U-25 電材中間体工場)		46 ロ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 1 基 (U-26 電材中間体工場)	
	能		ろ過面積2.5㎡		ろ過面積0.95㎡	
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日		着工後10日		着工後10日	
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時から24時 断続2時間 (季節的変動なし)		0時から24時 断続2時間 (季節的変動なし)	
	項		通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:㎡)		0	0	0	0
	汚水等の排出先		排水水なし		排水水なし	

(その5) (新設)

種	類	46 ロ 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 1基 (U-27 電材中間体工場)		46 ロ 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 1基 (U-28 感光剤C工場)	
能	力	ろ過面積0.5m ²		ろ過面積0.95m ²	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着工後10日		着工後10日	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0時から24時 断続2時間 (季節的変動なし)		0時から24時 断続2時間 (季節的変動なし)	
	項目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	0	0	0	0
	汚水等の排出先	排水水なし		排水水なし	

(その6) (新設)

種	類	46 ニ 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1基 (S-34 紫外線吸収剤工場)		46 ニ 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1基 (S-35 農薬中間体A工場)	
能	力	100,800Nm ³ /日		43,200Nm ³ /日	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着工後10日		着工後10日	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに	

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)			0時から24時 24時間連続 (季節的変動なし)		0時から24時 断続2時間 (季節的変動なし)	
	項 目			通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される 汚水等の状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		10	12	8	9
		化学的酸素要求量 ベンゼン	(単位: mg/ ℓ)	300	500	500	800
	—			—	0.03	0.05	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)			0.4/4ヶ月	0.8/4ヶ月	0.2/4ヶ月	0.4/4ヶ月	
汚 水 等 の 排 出 先			污水处理施設 (R-5) pH調整槽		污水处理施設 (R-5) pH調整槽		

(その7) (新設)

種 類		46ニ 第28号から前号までに掲げる事業 以外の有機化学工業製品製造業の用に供 する廃ガス洗浄施設 1基 (S-36 紫外線 吸収剤工場)			
能 力 (1 日 当 た り)		144,000Nm ³ /日			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後10日			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに			
使 用 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)			0時から24時 24時間連続 (季節的変動なし)	
	項 目			通 常	最 大
	排出される 汚水等の状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		10	12
		化学的酸素要求量 mg/ℓ)	(単位: mg/ℓ)	300	500
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)			0.4/4ヶ月	0.8/4ヶ月
汚 水 等 の 排 出 先			污水处理施設 (R-5) pH調整槽		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 污水处理施設 1基 廃止

(その2) 汚水処理施設 1基 新設

種	類	汚水処理施設R-8				
形	式	攪拌機付き濃縮釜方式				
主要寸法	(単位: m)	縦7.9×横9.8×高さ6.0				
能力	(汚水処理)	7 m ³				
汚水等の処理方法		濃縮				
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに				
	工事完成予定年月日	着手後10日				
	使用開始予定年月日	完成後直ちに				
使用の方法	処理前処理後の汚水等の汚染状況	項目	処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	8	10	7	8
		化学的酸素要求量	10,000	13,000	0	0
		浮遊物質量	100	1,000	0	0
		ほう素及びその化合物	2,000	2,000	0	0
	ふっ素及びその化合物	4,000	4,000	0	0	
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	4	7	蒸発水3.6	蒸発水6.3
汚水等の排出先		蒸発水は再利用				

(その3) 汚水処理施設 1基 変更

		変 更 前	変 更 後
種	類	汚水処理施設R-5	
形	式	接触酸化+活性炭吸着	ゲル処理+活性炭吸着

工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後10日
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 22 年 6 月 7 日から平成 22 年 6 月 28 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市環境対策課